

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 [沖縄県の状況]

1 概要

(1) 高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数の推移(表1)

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが令和3年度で7件であり、前年度と同数であったのに対し、養護者(※2)によるものは206件であり、前年度より10件減少した。

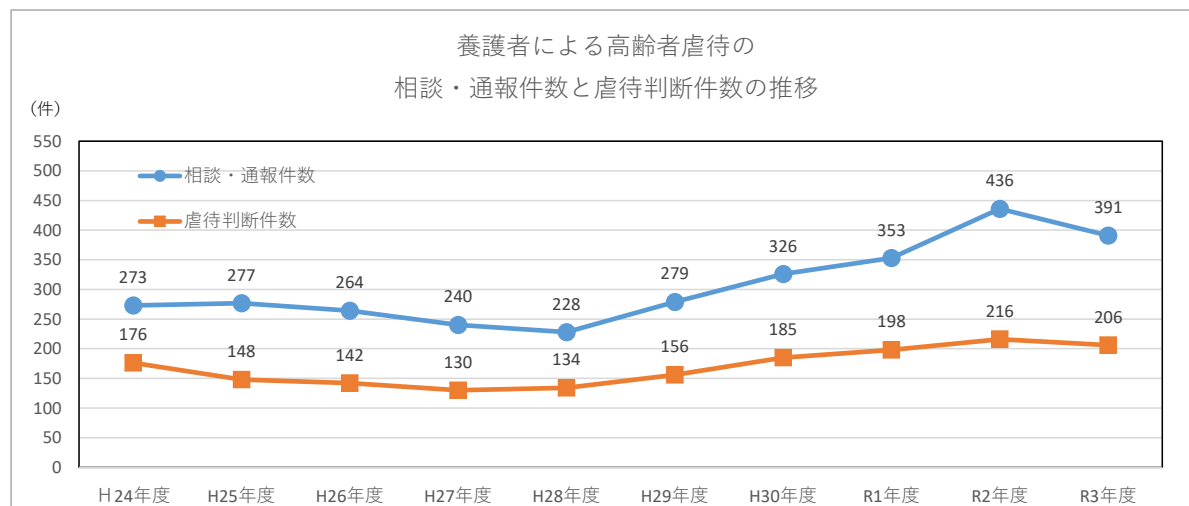
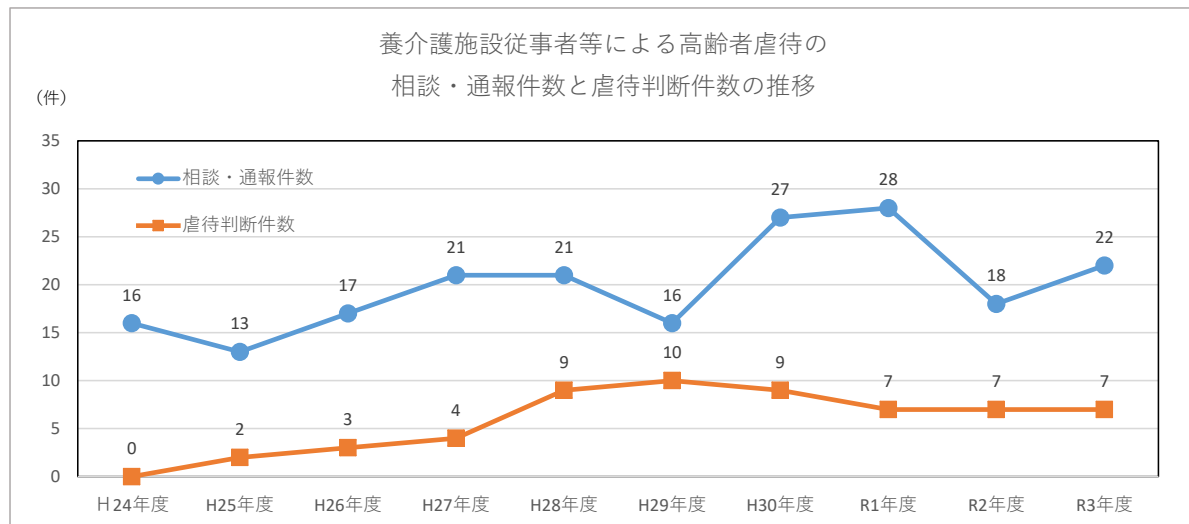
また、相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが22件であり、前年より4件増加したのに対し、養護者によるものは391件であり、前年度より45件減少した。

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		令和2年度	令和3年度	増減
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数	18件	22件	+4件
	虐待判断件数	7件	7件	0件
養護者によるもの	相談・通報件数	436件	391件	-45件
	虐待判断件数	216件	206件	-10件



(2) 高齢者虐待判断件数の推移(市町村別)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	176(0)	150(2)	145(3)	134(4)	143(9)	166(10)	194(9)	205(7)	223(7)	213(7)
1 那覇市	60	51	56	59	56	56	63	85	90	82
2 宜野湾市	9	13	13	12	17	9	5	4	3	9
3 石垣市	5	6	4	2	10	6	6	6	7	5
4 浦添市	5	4	2	8	6	12	8	2	2	10
5 名護市	1	0	0	0	0	3	4	1	2	5
6 糸満市	4	0	0	2	0	4	5	5	6	5
7 沖縄市	19	16	26	13	12	20	30	35	32	26
8 豊見城市	7	0	1	3	0	0	4	4	4	3
9 うるま市	16	23	18	9	13	16	21	30	27	21
10 宮古島市	21	12	11	9	13	8	9	9	21	20
11 南城市	1	3	4	4	2	9	12	4	3	1
12 国頭村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13 大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 東村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
15 今帰仁村	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2
16 本部町	1	0	0	0	3	8	4	7	8	5
17 恩納村	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0
18 宜野座村	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
19 金武町	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
20 伊江村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
21 読谷村	1	4	2	2	0	2	1	0	0	0
22 嘉手納町	2	1	0	1	0	2	3	0	1	2
23 北谷町	1	0	2	1	1	2	5	2	4	0
24 北中城村	1	0	1	0	0	0	1	2	1	0
25 中城村	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
26 西原町	4	5	1	0	1	3	3	5	3	6
27 与那原町	1	1	2	1	4	1	3	1	2	7
28 南風原町	3	2	0	1	2	0	2	1	1	2
29 渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 座間味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 粟国村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
32 渡名喜村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
33 南大東村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 久米島町	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1
38 八重瀬町	2	4	0	2	2	1	2	1	1	0
39 多良間村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
40 竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は養介護施設従事者等による虐待件数

H24年度迄は被虐待者1名につき1件としてカウントしていたが、H25年度からは同一家庭内で一体的に発生していると考えられる事例に関しては1事例としてカウントする。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表2）

令和3年度、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、22件であった。令和2年度は18件であり、4件（22.2%）増加した。

表2 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	22	18	28	27	16
増減	4(22.2%)	-10(-35.7%)	1(3.7%)	11(68.7%)	-5(-23%)

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は「家族・親族」が26.9%と最も多く、次いで「当該施設職員」が23.1%、「当該施設元職員」が15.4%であった。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
件数	0	7	6	4	0	1	2	1	0	0	3	2	26
構成割合（%）	0.0	26.9	23.1	15.4	0.0	3.8	7.7	3.8	0.0	0.0	11.5	7.7	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数22件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数26人に対するもの。

(3) 市町村における事実確認の状況 (表4)

令和3年度において、「事実確認を行った事例」は20件、「事実確認を行っていない事例」は4件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が7件、「事実が認められなかった事例」が6件、「判断に至らなかった事例」が7件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の4件については、全て「調査を予定している又は検討中の事例」であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	割合(%)
事実確認調査を行った事例	20	(18)	(2)	83.3
事実が認められた	7	(7)	(0)	29.2
事実が認められなかった	6	(6)	(0)	25.0
判断に至らなかった	7	(5)	(2)	29.2
事実確認調査を行っていない事例	4	(4)	(0)	16.7
虐待ではなく調査不要と判断した	0	(0)	(0)	0
調査を予定している又は検討中の事例	4	(4)	(0)	16.7
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	0
その他	0	(0)	(0)	0
合計	24	(22)	(2)	100.0

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

(4) 虐待の事実が認められた事例の件数 (表5)

事実確認調査の結果、市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが7件あった。

表5 虐待の事実が認められた事例件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
件数	7	7	7	9	10	9
増減	0(0%)	0(0%)	-2(-22.2%)	-1(-10.0%)	1(11.1%)	6(200.0%)

(5) 虐待があった施設・事業所の種別 (表6)

「(介護付き)有料老人ホーム」が4件で最も多く、次いで「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が2件、「通所介護等」が1件の順であった。

表6 虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
件数	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	7
構成割合(%)	28.6	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	100.0

(6) 虐待発生の要因 (表7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「業務環境変化への対応取組が不十分」「チームケア体制・連携体制が不十分」、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」、「職員研修の機会や体制が不十分」、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」「職員の業務負担の大きさ」で、それぞれ7件であった。

表7 虐待発生の要因 (複数回答)

	内容	件数
1) 運営法人(経営層)の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	3
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	4
	経営層の現場の実態の理解不足	5
	業務環境変化への対応取組が不十分	7
	不安定な経営状態	0
	その他	0
2) 組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	3
	高齢者へのアセスメントが不十分	5
	チームケア体制・連携体制が不十分	7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	7
	事故や苦情対応の体制が不十分	4
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	4
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	4
	職員の指導管理体制が不十分	6
	職員研修の機会や体制が不十分	7
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	4
	職員が相談できる体制が不十分	5
	その他	0
3) 虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	5
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	6
	職員の業務負担の大きさ	7
	職員のストレス・感情コントロール	6
	職員の性格や資質の問題	6
	待遇への不満	2
	その他	0
4) 被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	3
	医療依存度が高い	0
	意思表示が困難	4
	職員に暴力・暴言を行う	4
	他の利用者とのトラブルが多い	3
	その他	0

(7) 過去の指導等 (表8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は3件、過去に何らかの指導等が行われていた割合は3件であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合(%)
当該施設等における過去の虐待あり	3	50.0
当該施設等に対する過去の指導等あり	3	50.0

(8) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表9)

虐待の種別 (複数回答) は、「心理的虐待」が4件と最も多く、次いで「身体的虐待」が2件、「介護等放棄」が1件であった。

表9 虐待の種別・類型

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計 (累計)	合計 (人数)
人数	2	1	4	0	0	7	7
構成割合 (%)	28.6	14.3	57.1	0.0	0.0	—	—

イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表10)

被虐待高齢者7人のうち、すべて「身体拘束なし」であった。

表10 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
0	7	7

ウ 虐待の程度 (深刻度) (表11)

4段階評価で最も軽い「1 (軽度)」が3人、「2 (中度)」が2人であった。

表11 虐待の程度

	人数	構成割合 (%)
4 (最重度)	0	0.0
3 (重度)	0	0.0
2 (中度)	2	40.0
1 (軽度)	3	60.0
合計	5	100.0

(9) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) について集計した。

ア 性別 (表12)

「男性」が42.9%、「女性」が57.1%であった。

表12 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	3	4	7
構成割合 (%)	42.9	57.1	100.0

イ 年齢（表 13）

「65歳未満障害者」「90～94歳」が2人と最も多く、次いで「65～69歳」「75～79歳」「85～89歳」が1人であった。

表 13 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	2	1	0	1	0	1	2	0	0	0	7
構成割合 (%)	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0

ウ 要介護状態区分等（表 14～16）

「要介護1」「要介護2」「要介護4」が2人、「要介護3」が1人であった。

また、認知症日常生活自立度Ⅱが7人、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は5人であった。

表 14 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	2	28.6
要介護2	2	28.6
要介護3	1	14.3
要介護4	2	28.6
要介護5	0	0.0
不明	0	0.0
合計	7	100.0

表 15 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度区分

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	7	100.0
自立度Ⅲ	0	0.0
自立度Ⅳ	0	0.0
自立度Ⅴ	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	7	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(7)	(100.0)

表 16 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	2	28.6
A	1	14.3
B	4	57.1
C	0	0.0
不明	0	0.0
合計	7	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	(5)	(71.4)

(10) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待が認められた7件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、7件の事例において特定された虐待者の総数は9人であった。

ア 年齢（表17）

「不明」を除き、「40～49歳」が2人と最も多く、「30～39歳」「50～59歳」が1人であった。

表17 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	1	2	1	0	5	9
構成割合(%)	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0	55.6	100.0

イ 職種（表18）

「介護職員」が7人、「管理職」「経営者・開設者」が1人であった。

表18 虐待者の職種

	介護職			看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	合計
	介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明						
人数	7	(0)	(2)	0	1	0	1	0	9
構成割合(%)	77.8	(0.0)	(28.6)	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	100.0

ウ 性別（表19）

「男性」が44.4%、「女性」が55.6%であった。

表19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	4	5	0	9
構成割合(%)	44.4	55.6	0.0	100.0

(11) 虐待が認められた事例への対応状況（表20～23）

虐待の事実が認められた事例について、行った対応は次のとおりである。

県又は市町村による指導等（複数回答）は「施設等に対する指導」「改善計画提出依頼」が11件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が7件であった。

表20 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

	件数
施設等に対する指導	11
改善計画提出依頼	11
従事者等への注意・指導	7

県又は市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」「改善勧告」がそれぞれ3件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、0件であった。

表 21 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	3
改善勧告	3
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
現在対応中	3
その他	0

表 22 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	0
改善命令	0
事業の制限、停止、廃止	0
許可取消	0
現在対応中	0
その他	0

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、県又は市町村への「改善計画の提出」が5件、「勧告・命令等への対応」が2件であった。

表 23 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等から改善計画の提出	5
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	2
その他	0

3 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表 24）

令和3年度、県内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、391件であった。令和2年度は436件であり、45件（10.3%）減少した。

表 24 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	391	436	353	326	279
増減	-45 (-10.3%)	83 (23.5%)	27 (8.2%)	47 (16.8%)	51 (22.3%)

(2) 相談・通報者（表 25）

「介護支援専門員」の割合が20.7%と最も多く、次いで「警察」が19.7%、「家族・親族」が19.2%であった。

表 25 相談・通報者内訳（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	86	24	33	13	4	29	80	1	43	82	21	0	416
構成割合 (%)	20.7	5.8	7.9	3.1	1.0	7.0	19.2	0.2	10.3	19.7	5.0	0.0	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者からの相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数391件と一致しない

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数416人に対するもの

(3) 事実確認の状況 (表 26)

令和3年度において、「事実確認調査を行った事例」は400件、「事実確認調査を行っていない事例」は12件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は1件であり、「訪問調査を行った事例」が324件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が75件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の12件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が5件、「調査を予定している又は検討中の事例」が7件であった。

表 26 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度以前に通報・相談)	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	400	379	21	97.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	399	378	21	(96.8)
訪問調査を行った事例	324	304	20	[78.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	75	74	1	[18.2]
立入調査により調査を行った事例	1	1	0	(0.2)
警察が同行した事例	1	1	0	[0.2]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	12	12	0	2.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	5	5	0	(1.2)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	7	7	0	(1.7)
合 計	412	391	21	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 27、表 28)

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、206件であった。令和2年度は216件であり、10件(4.6%)減少した。

表 27 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	206	51.5
虐待ではないと判断した事例	112	28.0
虐待の判断に至らなかった事例	82	20.5
合 計	400	100.0

表 28 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	206	216	198	185	156
増減	-10(-4.6%)	18(9.0%)	13(7.0%)	29(18.5%)	22(16.4%)

(5) 虐待の発生要因 (表 29)

虐待が発生した要因として、虐待者側の要因としては「精神状態が安定していない」(62.1%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(54.4%)、被虐待者の状況としては「認知症の症状」(42.7%)、家庭の要因としては「(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」(34.5%)、その他として「ケアサービスの不足の問題」(16.5%)が多く挙げられていた。

表 29 虐待の発生要因 (複数回答)

	件数	構成割合 (%)		
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	76	36.9	
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	67	32.5	
	c) 孤立・補助介護者の不在等	55	26.7	
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	21	10.2	
	e) 知識や情報の不足	79	38.3	
	f) 理解力の不足や低下	85	41.3	
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	32	15.5	
	h) 障害・疾病	74	35.9	
	i) 障害疑い・疾病疑い	66	32.0	
	j) 精神状態が安定していない	128	62.1	
	k) ひきこもり	25	12.1	
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	112	54.4	
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	22	10.7	
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	86	41.7	
	o) 飲酒の影響	52	25.2	
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	20	9.7	
	q) その他	13	6.3	
	被虐待者の状況	a) 認知症の症状	88	42.7
		b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	75	36.4
c) 身体的自立度の低さ		76	36.9	
d) 排泄介助の困難さ		58	28.2	
e) 外部サービス利用に抵抗感がある		28	13.6	
f) 障害・疾病		73	35.4	
g) 障害疑い・疾病疑い		21	10.2	
h) その他		7	3.4	
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	53	25.7	
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	21	10.2	
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	71	34.5	
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	40	19.4	
	e) その他	3	1.5	
その他	a) ケアサービスの不足の問題	34	16.5	
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	8	3.9	
	c) その他	0	0.0	

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表 30)

養護者による虐待の種別は「身体的虐待」の割合が 67.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 50.0%、「介護等放棄」「経済的虐待」が 13.3%、「性的虐待」が 0.5%であった。

表 30 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	141	28	105	1	28	303	210
構成割合 (%)	67.1	13.3	50.0	0.5	13.3	—	—

イ 虐待の程度（深刻度）（表 31）

4段階評価で「2（中度）」が34.3%と最も多く、次いで「1（軽度）」が29.4%であった。一方、最も重い「4（最重度）」は13.3%であった。

表 31 虐待の程度

	人数	構成割合 (%)
4（最重度）	19	13.3
3（重度）	33	23.1
2（中度）	49	34.3
1（軽度）	42	29.4
合計	143	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表 32、表 33）

性別では「男性」が25.7%、「女性」が74.3%と「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、「85～89歳」が25.7%と最も多かった。

表 32 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	54	156	0	210
構成割合 (%)	25.7	74.3	0.0	100.0

表 33 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	26	38	25	44	54	23	0	210
構成割合 (%)	12.4	18.1	11.9	21.0	25.7	11.0	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 34）

被虐待高齢者210人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が55.7%（117人）と、5割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、37.6%（79人）であった。

表 34 被虐待高齢者の介護保険の申請

	件数	構成割合 (%)
未申請	79	37.6
申請中	6	2.9
認定済み	117	55.7
認定非該当（自立）	8	3.8
不明	0	0.0
合計	210	100.0

※調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分等（表 35～表 38）

要介護認定者 117 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 25.6%と最も多く、次いで「要介護 1」が 23.1%、「要介護 3」が 17.1%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 75 人（被虐待高齢者全体（117 人）の 64.1%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 80 人（被虐待高齢者全体（117 人）の 68.4%）であった。

表 35 介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援 1	10	8.5
要支援 2	13	11.1
要介護 1	27	23.1
要介護 2	30	25.6
要介護 3	20	17.1
要介護 4	9	7.7
要介護 5	8	6.8
不明	0	0.0
合計	117	100.0
要介護 3 以上 (再掲)	(37)	(31.6)

表 36 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	15	12.8
自立度Ⅰ	26	22.2
自立度Ⅱ	50	42.7
自立度Ⅲ	24	20.5
自立度Ⅳ	0	0.0
自立度Ⅴ	1	0.9
認知症はあるが自立度不明	1	0.9
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	117	100.0
自立度Ⅱ以上(再掲)	(75)	(64.1)

表 37 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	7	6.0
J	29	24.8
A	39	33.3
B	32	27.4
C	9	7.7
不明	1	0.9
合計	117	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A 以上（再掲）	(80)	(68.4)

表 38 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	93	79.5
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	6	5.1
過去も含めて受けていない	18	15.4
不明	0	0.0
合計	117	100.0

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況（表 39）

虐待者とのみ同居している被虐待高齢者が 52.4%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 34.3%であり、86.7%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 39 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と同居	その他	不明	合計
人数	110	72	27	1	0	210
構成割合(%)	52.4	34.3	12.9	0.5	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の家族形態（表 40）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 38.1%と最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 22.4%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 11.4%と多くなっており、単独世帯は 9.0%であった。

表 40 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	19	47	80	24	9	31	0	210
構成割合(%)	9.0	22.4	38.1	11.4	4.3	14.8	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 41）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 44.5%と最も多く、次いで「夫」が 24.8%、「娘」が 12.8%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 210 件に対する虐待者の総数は 218 人であった。

表 41 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	54	14	97	28	2	0	6	3	14	0	218
構成割合(%)	24.8	6.4	44.5	12.8	0.9	0.0	2.8	1.4	6.4	0.0	100.0

エ 虐待者の年齢（表 42）

虐待者の年齢は「50～59歳」が 25.2%と最も多く、次いで 60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 17.5%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 17.0%、「40～49歳」が 13.8%、の順となっている。

表 42 虐待者の年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	7	14	30	55	20	18	25	12	22	11	0	3	218
構成割合(%)	0.5	3.2	6.4	13.8	25.2	9.2	8.3	11.5	5.5	10.1	5.0	0.0	1.4	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無 (表 43)

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 47.8%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は 19.6%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 23.6%であった。

表 43 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	54	19.6
被虐待者と虐待者を分離していない事例	132	47.8
現在対応について検討・調整中の事例	10	3.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	65	23.6
その他	15	5.4
合計	276	100.0

イ 分離を行った事例の対応 (表 44~45)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービス利用」が 24.1%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」「上記以外の住まい・施設等の利用」が 18.5%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った事例で 7人と最も多かった。

表 44 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	13	24.1	2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	7	13.0	7
緊急一時保護	5	9.3	2
医療機関への一時入院	10	18.5	6
上記以外の住まい・施設等の利用	10	18.5	1
虐待者を高齢者から分離	6	11.1	0
その他	3	5.6	0
合計	54	100.0	18

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が59.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が18.2%、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が15.9%の順であった。

表 45 分離をしていない事例対応の内訳

		人数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		34	25.8
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	79	59.8
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	7	5.3
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	21	15.9
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	24	18.2
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	4.5
	その他	24	18.2
合計（累計）		195	
合計（人数）		132	
表 44 分離をしていない事例における被虐待者の人数		132	

(10) 養護者支援（表 46）

養護者支援の取組内容については、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が70.7%で最も多く、次いで「家族・親族・近隣住民等との関係性の調整」が67.4%、「養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認」が64.9%であった。

表 46 養護者支援の取組内容

	人数	構成割合 (%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	158	57.2
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	195	70.7
他部署他機関等との連携による支援チームの形成	123	44.6
養護者支援のゴール設定、支援方法の確認	179	64.9
養護者への相談・助言	159	57.6
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	186	67.4
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	155	56.2
定期的な訪問によるモニタリング	159	57.6
養護者支援の集結の判断	121	43.8
その他	16	5.8
合計	276	525.8